感染縮小期	感染警戒期	感染警戒期 ～特別警戒期間～	感染対策期

「感染対策期」

9月13日(月)～9月26日(日)

○デルタ株の影響で感染が急増した県内の第５波は、減少傾向。
ただし、松山市は新規感染が収まらず、市中感染のリスクが続く。

○近隣県は高い水準で推移、全国では緊急事態宣言等が延長。

○県内の医療負荷は継続。リバウンドには十分な警戒が必要。

第５波を抑え込むために、
引き続き徹底した感染回避行動を！

陽性者数の推移（愛媛県）

・既存事例の陽性者数は８月末頃から大幅に減少。全体の陽性者数を押し下げ。

・新規事例の陽性者数の減少幅は小さく、未だ一定の感染リスクが残っている。

・松山市以外の市町の陽性確認は、明確な減少傾向。

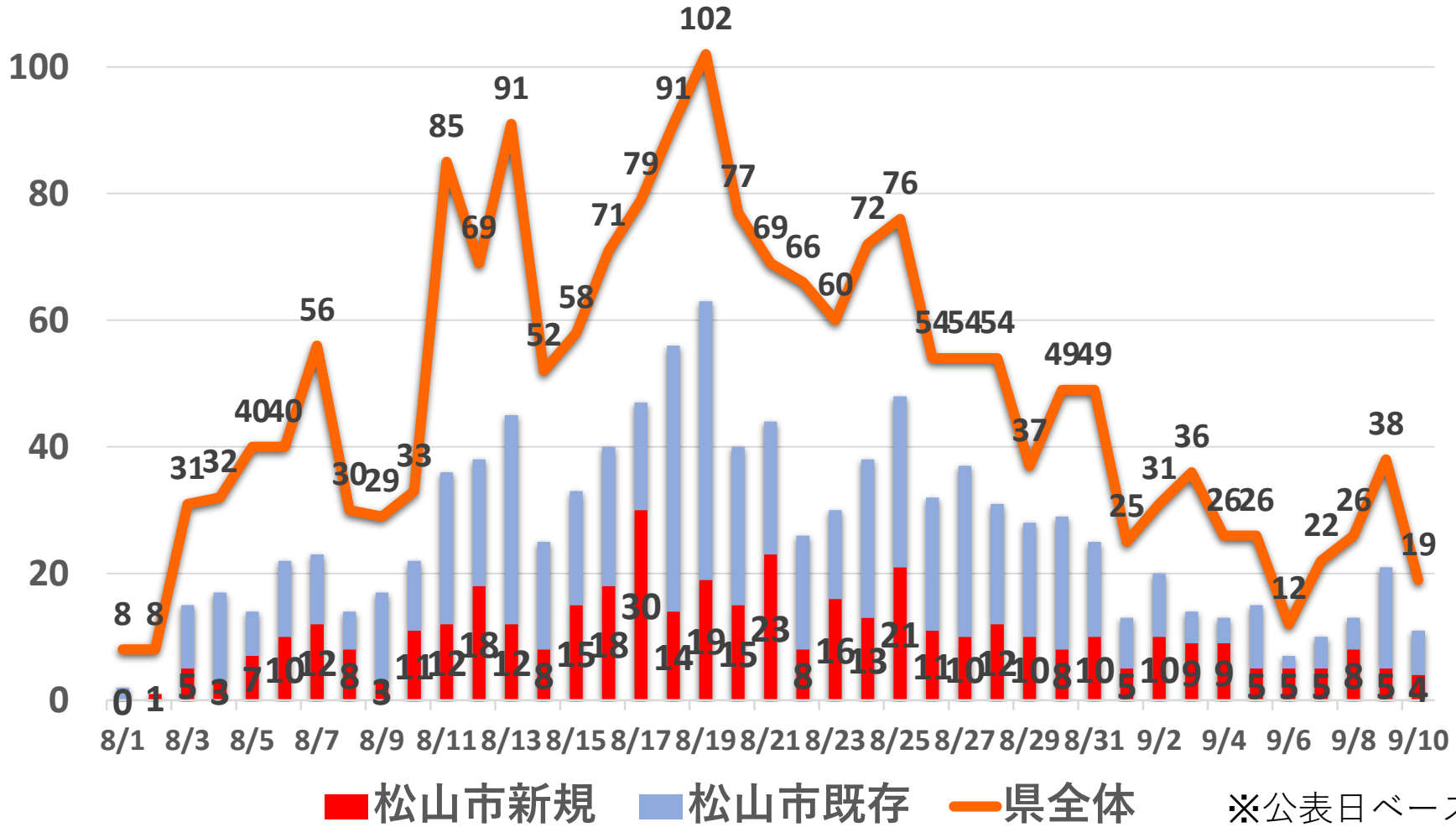

※公表日ベース

７月以降の市町別陽性者の状況

市町名	陽性者数	（累計）
松山市	1153人	（2,740人）
新居浜市	241人	（484人）
西条市	168人	（256人）
今治市	135人	（362人）
四国中央市	129人	（232人）
宇和島市	59人	（160人）
砥部町	40人	（75人）
東温市	29人	（112人）
松前町	24人	（73人）
伊予市	23人	（54人）
大洲市	15人	（72人）
西予市	11人	（31人）
八幡浜市	10人	（28人）
内子町	9人	（18人）
鬼北町	4人	（9人）
愛南町	4人	（14人）
松野町	3人	（7人）
上島町	2人	（9人）
久万高原町	0人	（6人）
伊方町	0人	（3人）

・**愛媛県：2,154人**（9/10時点）
（累計：4,908人）

男女の内訳（人）

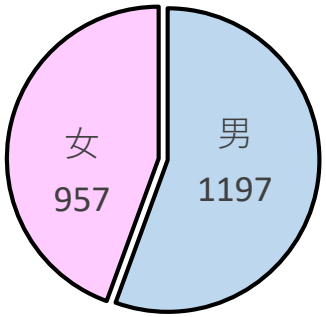

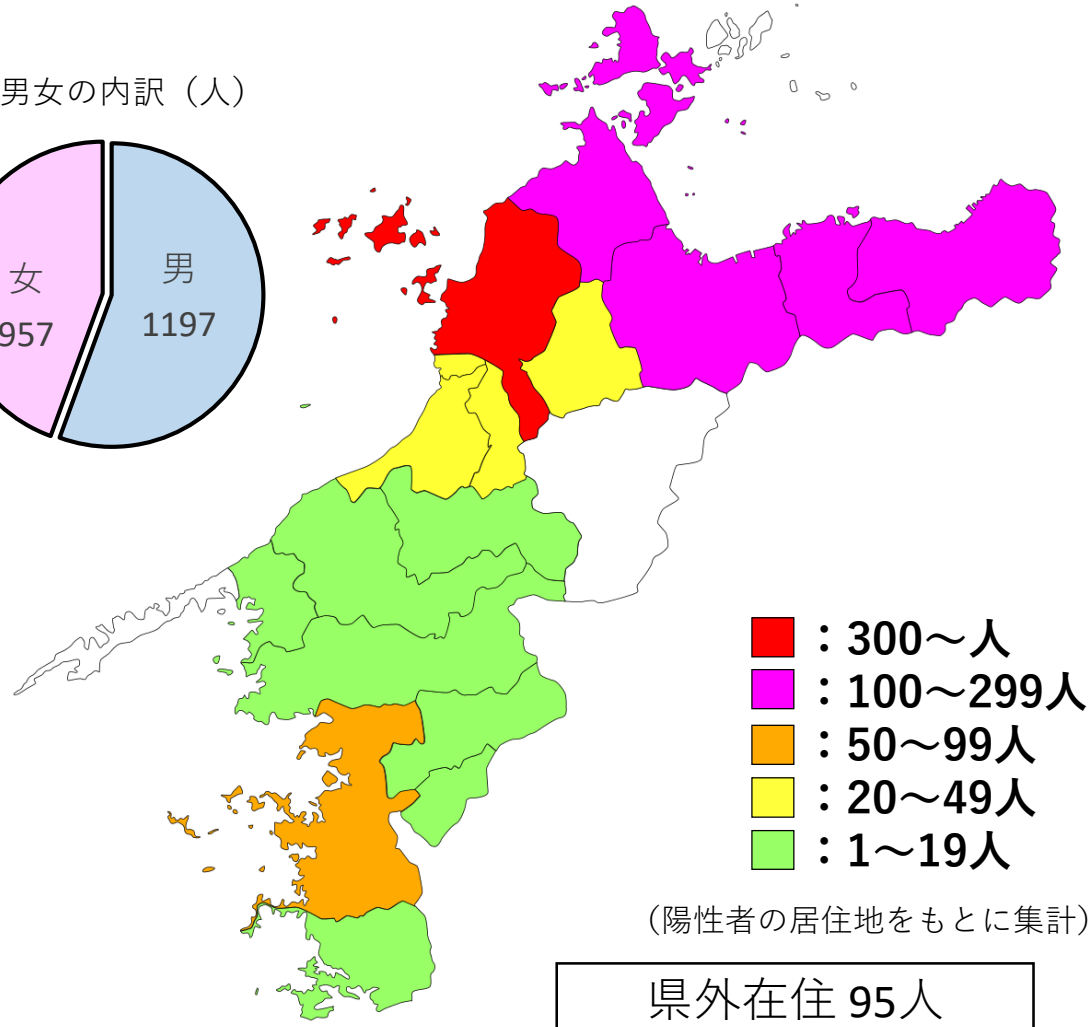

（陽性者の居住地をもとに集計）

県外在住 95人
（累計163人）

入院患者数等の推移

- ７月中旬以降、入院患者数が増加
- ７月下旬には**ステージⅢの基準を超過し、８月下旬にはステージⅣに迫る**
- 陽性者数は減少傾向であるものの、入院患者数は**現在もステージⅢを上回っている**
  ⇒**県内の医療負荷は未だ高い水準にあり、十分に下がりきっていない状態**

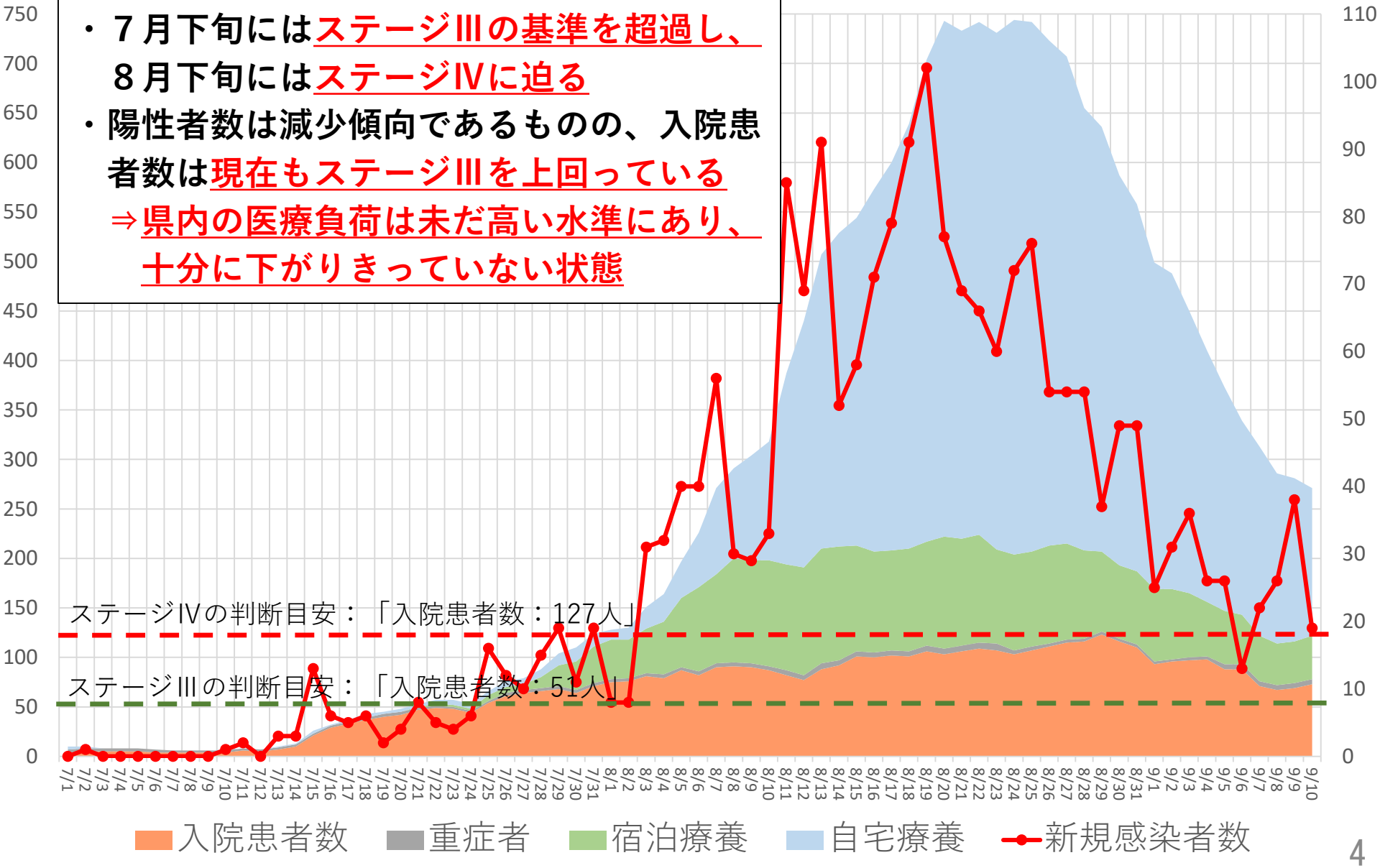

「感染対策期」の主な要請内容・対策

○県外との不要不急の往来自粛 ［法要請・継続］

○松山市の皆さんは不要不急の外出自粛 ［法要請・変更］

※東予4市（今治市、新居浜市、西条市、四国中央市）の皆さんも外出の機会を減らす［協力依頼・変更］

○松山市との往来注意 ［協力依頼・変更］

○会食の注意 ［法要請・追加］

- 会食は普段から顔を合わせている人と、４人以下、概ね2時間以内、感染対策が徹底されている店で
- 不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない

○時短要請 ［法要請・変更］

- 松山市の酒類を提供する飲食店への営業時間短縮要請（20時まで。認証店は21時まで）

○不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛要請

［法要請・追加］ ※県下全域　例：周年・記念イベント、大規模ﾊﾟｰﾃｨｰ等

「感染対策期」の主な要請内容・対策

○イベントの開催制限 ［法要請・変更］

- ガイドラインの遵守
- 人数上限：5,000人 → 5,000人又は収容定員50%以内（10,000人まで）のいずれか大きい方

○学校活動の制限 （継続）

- 身体接触を伴う活動等は行わない
- 校外交流は、県内・県外ともに、進路に関わるものなどやむを得ないものを除き、当面見送り
- 松山市内の県立高校等の制限（部活動休止、始業時間繰下げ・授業短縮）は9月19日まで延長

○県管理施設 （継続・一部変更）

- 松山市内の集客施設は対策を継続

※松山市外の施設は入場制限など、感染防止対策を徹底し、再開

○その他 （継続）

- GoToイート食事券の新規販売停止

まん延防止等重点措置適用解除後の要請内容等①

項目	まん延防止等重点措置適用期間	重点措置解除後
対策期間	8/20（金）～9/12（日）	9/13（月）～　9/26（日）
期間名称	「感染対策期」 「まん延防止等重点措置」適用期間	「感染対策期」
県外往来・県内行動自粛要請等	【法要請】 ・県外との不要不急の往来自粛 ・不要不急の外出自粛（終日） ※特に松山市は少なくとも５割削減 ・松山市との不要不急の往来自粛 ・時短に応じていない飲食店の利用自粛 ・会食の注意（普段顔を合わせている人と、４人以下で、概ね２時間以内） ・路上・公園等における集団での飲食自粛 ・感染回避行動の徹底 ・「５つの場面」の注意	【法要請】 ・県外との不要不急の往来自粛 ・松山市内の不要不急の外出自粛（終日） ※東予４市（今治市,新居浜市,西条市,四国中央市）は外出の機会を減らす（協力依頼） ・松山市との往来注意（協力依頼） ・時短に応じていない飲食店の利用自粛 ・会食の注意（普段顔を合わせている人と、４人以下で、概ね２時間以内） ・飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・感染回避行動の徹底 ・「５つの場面」の注意
事業活動に対する要請等	【法要請】 ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やﾌｰﾄﾞｺｰﾄ等の感染対策	【法要請】 ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やﾌｰﾄﾞｺｰﾄ等の感染対策

まん延防止等重点措置適用解除後の要請内容等②

項目	まん延防止等重点措置適用期間	重点措置解除後
時短要請	【法要請】《松山市内》 ・飲食店に対する営業時間短縮（5～20時まで）の要請（協力金を含む） ・酒類提供の自粛要請 ・カラオケ設備の利用自粛	【法要請】《松山市内》 ・酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮（5～20時まで/認証店は21時まで）の要請（協力金を含む）
飲食店		【法要請】《県下全域》 ・不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛要請 例：周年・記念ｲﾍﾞﾝﾄ、大規模ﾊﾟｰﾃｨｰ等
イベント開催制限	【法要請】《県下全域》 ・ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50%	【法要請】《県下全域》 ・ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下又は収容定員50%以内（10,000人まで）のいずれか大きい方 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50%
学校活動の制限等	《学校活動》 ・身体接触を伴う活動等は行わない ・校外交流は、県内・県外ともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り（学校行事の校内限定） ・松山市内の県立高校等の部活動休止、授業短縮等の制限	《学校活動》 ・身体接触を伴う活動等は行わない ・校外交流は、県内・県外ともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り（学校行事の校内限定は松山市内のみ継続） ・松山市内の県立高校等の部活動休止、授業短縮等の制限（9/19まで）

まん延防止等重点措置適用解除後の要請内容等③

項目	まん延防止等重点措置適用期間	重点措置解除後
学校活動の制限等	《部活動》 ・他校との練習試合や合同練習は行わない ・県内公式大会は無観客での実施を要請 ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める ※教員による見守り活動を強化	《部活動》 ・他校との練習試合や合同練習は行わない ・県内公式大会は実施(主催者が観客制限) ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める ※教員による見守り活動を強化
県主催イベント	・県主催の集客イベントは感染防止対策をより一層徹底、開催方法の見直し	・県主催の集客イベントは感染防止対策をより一層徹底、開催方法の見直し
県管理施設	・松山市及び周辺地域の集客施設 とべ動物園・こどもの城等は閉館 県管理キャンプ場は閉鎖 図書館：貸出・閲覧に限定 ・その他の集客施設は、入場制限や施設内を一部閉鎖 ・貸館利用は新たな予約の受付停止	・松山市内の集客施設は、重点措置下の対策を継続 図書館：貸出・閲覧に限定 武道館：トレーニングルームを閉鎖 ・その他の集客施設 とべ動物園、こどもの城等は、入場制限等の感染防止対策を徹底したうえで再開 ・松山市内の施設の貸館利用は、現対策を継続(新たな予約の受付を停止) ・その他の施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用の許可を再開
その他	・GoToイート食事券の新規販売停止	・GoToイート食事券の新規販売停止

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

（特措法第24条９項）

○県外との不要不急の往来自粛【継続】

- 緊急事態宣言地域・感染拡大地域等はもとより、
  県外との不要不急の往来（旅行など）自粛
- やむを得ず往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、
  現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底

○松山市内の不要不急の外出自粛【変更】

- 外出等は、原則、家族や普段行動をともにしている人と、少人数で
- 混雑する場所や時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける

○松山市との往来注意【変更】（協力依頼）

- 松山市内でも、普段から顔を合わせていない人との会食は控える
- やむを得ず、松山市から県内のほかの地域へ往来する場合は、
  久しぶりの人と集まる場（特に会食）は見送る

○東予４市内の外出注意【変更】（協力依頼）

- **今治市、新居浜市、西条市、四国中央市では、外出の機会を減らす**

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

（特措法第24条９項）

○会食の注意【継続】

①普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と（参加者の２週間以内の行動歴を確認）
②４人以下で、概ね２時間以内
③少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
④感染防止対策が徹底されている店を利用
※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底
⑤席の間隔を十分空けて　⑥大声を出さない。羽目を外さない

➢ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

○営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない【継続】

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない【追加】

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民の皆さんへの要請】

（特措法第24条９項）

○ 感染回避行動の徹底【継続】

- ➢体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- ➢家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- ➢基本的な感染対策の徹底［マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効］

○ 感染リスクが高まる「５つの場面」に十分注意【継続】

※「５つの場面」

①飲酒を伴う懇親会等　②大人数や長時間におよぶ飲食
③マスクなしでの会話　④狭い空間での共同生活
⑤居場所の切り替わり

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請】

（特措法第24条９項）

○業種別ガイドラインの実践【継続】

○徹底した感染防止対策の実行【継続】

- **テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進**
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す

○事業者によるテレワークの推進を支援【継続】

[内容] 県内事業者によるテレワークの実施をより一層推進するため、
宿泊事業者等がテレワークの場を提供した場合、協力金を支給
（１日・１名につき最大３千円）

[期間] **令和３年8月１６日（月）～９月３０日（木）まで**

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請】

（特措法第24条９項）

○飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行
（業務の特性等を踏まえて）**【継続】**

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
  （アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など）
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
  （すでに入場している者の退場も含む）

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛要請 【追加】 ※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者（松山市内飲食店）の皆さんへの要請】

（特措法第24条９項）

○酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請【変更】

［対象］松山市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店

（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。）

［内容］**営業5～20時まで、酒類提供11～19時まで**

認証店(愛顔の安心飲食店)は、**営業5～21時まで、酒類提供11～20時まで**

［期間］**令和3年９月１３日(月)午前０時～９月２６日（日）２４時まで**

［根拠］営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金【変更】

［中小企業］前年度又は前々年度の

１日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円／日

［大企業等］１日当たりの売上高の減少額を基に算出（上限20万円／日）

※県と松山市が共同で実施。併せて、松山市内対象店舗への見回りも行う。

営業時間短縮の要請及び協力金の概要

【事業者（松山市内飲食店）の皆さんへ】

	令和３年８月２０日(金)午前０時～ ９月１２日(日)２４時	令和３年９月１３日(月)午前０時～ ９月２６日(日)２４時
区分 (根拠)	まん延防止等重点措置期間 **(特措法31条の6第1項)**	まん延防止等重点措置解除後 **(特措法24条第9項)**
対象	**市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店**（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。）	市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、**酒類を提供している飲食店**（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。）
内容	**営業５～２０時まで** **酒類の提供を行わないこと（日中も含め終日）** **※利用客による酒類の店内持ち込みを含む。**	**営業５～２０時まで** **酒類提供１１～１９時まで** **認証店は営業５～２１時まで** **酒類提供１１～２０時まで**
協力金	[中小企業] 前年度又は前々年度の１日当たりの売上高に応じて**３～１０万円／日** 算出方法 １日当たりの売上高×**0.4**	[中小企業] 前年度又は前々年度の１日当たりの売上高に応じて**２万５千円～７万５千円／日** 算出方法 １日当たりの売上高×**0.3**
	[大企業等] １日当たりの売上高の減少額を基に算出（上限20万円／日）	

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請（催物・イベント関係）】

（特措法第24条９項）

○**業種別ガイドラインの遵守の徹底**【継続】
○**催物・イベント等の開催制限**【変更】

期間	収容率（※１）		人数上限（※１）
９月１３日 ～ １０月１２日	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの（※２）	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は収容定員 50％以内 （10,000人まで）のいずれか 大きい方
	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※３）	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	１００％以内 （席がない場合は適切な間隔）	５０％（※４）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※１　収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。（両方の条件を満たす必要あり。）
※２　クラシック音楽等は例示であり、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」の判断は、実態に照らして、個別具体的に行う。
※３　「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。
※４　異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50％を超える場合がある。

主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。

学校活動の制限等(詳細)

教育活動全般【継続】

・身体接触を伴う活動等は行わない

・校外交流は、県内・県外ともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り

【松山市内の県立高校等を対象とする措置】 ※9/１９まで延長

・部活動休止、始業時間繰下げ・授業時間短縮等の制限

・学校行事の参加者を校内関係者に限定　**※松山市内の学校のみ継続**

部活動【一部変更】

・他校との練習試合や合同練習は行わない

・県内の公式大会は実施**（必要に応じ、主催者が観客を制限）**

・全国大会等への県代表参加は例外的に認める

教員による見守り活動の強化【継続】

県管理施設の取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

○松山市内の集客施設は、対策を継続

・図書館：貸出・閲覧に限定　　・武道館：トレーニングルームを閉鎖

○その他の集客施設

➢ **とべ動物園、こどもの城等は、入場制限や一部閉鎖等の感染防止対策を徹底したうえで再開（変更）**

【感染防止対策】

・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖
・県外からの来訪者等に対しては、施設利用を控えるよう協力依頼
（告知文の掲示、施設ホームページへの掲載による周知等）

○松山市内の施設の貸館利用は、現対策を継続(新たな予約の受付を停止)

➢ **その他の施設は、以下を条件に利用の許可を再開（変更）**

・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

イベント等の取扱い(詳細)

【県主催の集客イベント関係】

○感染防止対策を一層徹底し、開催方法を見直し【継続】

【GoToイート関係】

○GoToイート食事券の新規販売停止【継続】

（8/13～当面の間）

※販売期間及び利用期限（９月末まで）を延長することで、国と調整中

市町における対策の周知徹底と独自の措置

全市町

○地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
○集客施設等における入込状況の確認
○学校等における感染防止対策の徹底

松山市（繁華街対策）

○繁華街の飲食店への働き掛けの強化
○繁華街の飲食店の定期的な見回り
○感染拡大防止に向けた情報収集や未然防止